

第 5 3 号議案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 3 9 年 亀岡市条例第 4 8 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 3 年 1 0 月 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 3 9 年 亀岡市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（特例期間中の給料の特例）

- 6 平成 2 3 年 1 0 月に支給されるべき市長及び副市長の給料月額については、第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額に 1 0 分の 1 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から適用する。

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 特別職の職員のうち市長及び副市長の平成23年10月に支給されるべき給料月額を、次のとおり改正すること。

	現行支給額	改正後の支給額 (現行支給額から10分の1) (を乗じて得た額を減じた額)
市 長	990,000円	891,000円
副市長	791,000円	711,900円

- 2 この条例は、公布の日から施行すること。